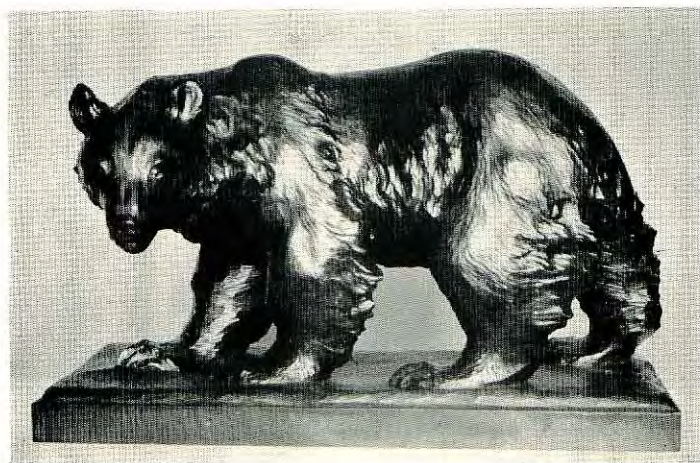


北海道議會時報

第 10 卷 第 9 号

昭 和 33 年 9 月



北海道議會事務局

一 第 9 号 目 次 一

議会の動き

常任委員会……………一

特別委員会……………一〇

総合開発調査特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会……………一〇

北海道東北六県議会議長連絡協議会……………一〇

北海道東北六県議会議長会……………一三

九都道府県議会議事務協議会……………一三

雑 録

地方行政疑義問答集……………一四

会議の諸原則について

(3) 定足数について

八月のメモ

表紙写真

木彫りの熊

道議會議長より皇太子に献上

北海道議会議事事務局撮影

西川議員逝去

議員西川清吉君は、昨年十月より消化器能障害にて入院加療中のところ八月三日午前三時逝去された。

豊羽鉾山株式会社葬が八月五日札幌市東本願寺において、また自民党議員会葬が留辺蘂町西照寺においてそれぞれ執行された。

なお九月二十五日開かれた第三回定例道議会において堀議員（社）により追悼演説が行われた。



追悼演説

私は、同僚議員西川清吉君の逝去に対しまして、つつしんで哀悼の辞を述べたいと存するものであります。

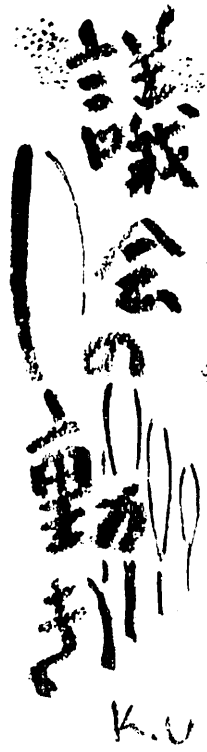
私どもの同僚として多年道政のため尽瘁せられました西川清吉君には、去る八月三日病にわかにあられたまり、こつ然として逝去せられ、本議場において再び同君の温厚篤実、古武士のよくな風格に接することができないことはまことに惜しんでも余りあるものであります。

同君は、明治四十三年郷里である金沢市から、青雲の志を抱いて渡道され、磯谷郡南尻別村に居を定め、木材業を始められたのであります。その後大正十三年に至り常呂郡留辺蘂町に移住され、自來三十数年の間、幾多の試験と困難を乗り越えて着々と業績を挙げられ、昭和二十三年には、本道木材界の重鎮としておされ、北海道木材組合連合会長に就任、さらに豊羽鉾山株式会社社長その他の各要職につかれ本道実業界に多くの業績を残されたのであります。

しかも、昭和十八年四月北海道議會議員の選挙に当つては、郷党の懇望もだし難く立候補され衆望をになつて見事当選、自來連続当選されること四期、実に十有五年の長きにわたり道政に参画され、この間林務委員長を始め、農地開拓副委員長、農務、商工労働等の各常任委員を歴任され、その豊富なる知識と卓越せる手腕を縦横に振われ、道政進展の上に輝やかしい業績をあげられたのであります。

今や本道の開発も日に日に進められ益々同君の該博なる識見と卓抜せる手腕に大いに期待するものがあります。秋、不幸にも昨秋以来病魔の侵すところとなり、進歩せる現代医療の粋を集め、且つ必死の看護もそのかひなく、病俄かにあらたまり八月三日遂に長逝せられましたことは、まことに痛惜に堪えないところであります。衷心から哀悼の至情を捧げるものであります。

ここにつつしんで西川清吉君の御冥福を祈り一言もつて追悼の詞にかえる次第であります。



常任委員会

総務委員会

○八月十九日 午前十一時三十二分、第一委員室において開議、午後二時四十八分散会、委員長 森川 清(社)

請願、陳情の審査

請願

第五四九号 豊平町真駒内米軍接收地内墓碑周辺開放除外の件 (保留)

第五五五号 道有建物の譲渡並びに貸地返還の件 (不採択)

第五七四号 真駒内米軍接收解除地を北海学園大学用地として払下げの件 (保留)

第五二九号 米軍千歳基地の国有財産接收解除の件 (不採択)

第四六九号 自動車取得税に関する条例廃止の件 (不採択)

陳情

第九五六号 豊平町真駒内地区を北海学園校舎建設用地として払下げの件 (保留)

第九三四号 豊平町地内真駒内ゴルフ場存置の件 (保留)

第九三六号 豊平町地内真駒内接收地返還に伴う住宅地転用の件 (保留)

第四一三号 発電税創設反対に関する件 (採択)

第七四一号 石綿鉱業に対する軽油消費税免除の件 (採択)

第七七九号 森林組合及び森林組合連合会に対する自動車取得税非課税措置の件 (不採択)

第八四三号 本道における租税制度特別措置の件 (採択)

第九四一号 北海道信用保証協会に対する不動産取得税免除の件 (保留)

第九五八号 家畜税廃止の件 (不採択)

一般議事

警察行政の運営状況に関する視察について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は、森川委員長(社)及び泉谷副委員長(自民)、岡林(社)、伊藤(作)(自民)、堀(社)、西野(自民)、堀田(自民)、大久保(自民)、井口(社)の各委員に決定、二十八日頃より千歳、室蘭、伊達、函館、江差の各署を視察することとした。

厚生委員会

○八月四日 午前十一時二十八分、第一委員室において開議、午後零時

四十五分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

商工労働委員会

請願、陳情の審査

請 願

第五一五号 釧路まりも学園の増設に対し助成の件（保留）

陳 情

第八四四号 身体障害者福祉増進の件（採 択）

第九二八号 豊頃村隔離病舎設置に対し補助の件（保留）

第九九三号 野犬取締り対策強化の件（保留）

第九九八号 夕張市鹿島地区に泌尿消化槽設置の件（保留）

一般議事

① 先般実施の道内厚生事情の視察調査経過及び中共地区第二十次帰国者出迎えの経過についてそれぞれ派遣委員より書面による報告があつた。

② 社会課長及び医務課長より、上の国村の火災による被害及び対策状況についての説明並びに焼失した道立湯の俗診療所の復旧費を九月議会に提出したいので協力願いたい旨の要請があつた後、委員長より、診療所長及び所員の罹災に対する見舞補償等はどうなっているか、また地元の寄附によつて道立診療所となつたこの建物が焼失によつてまた地元より寄附を受けるということを考えているか等について質疑があり、医務課長より答弁。

③ 和平委員（社）より、保健所医師と道立病院医師の間に待遇の差異があることを指摘の後、このようなケースは他県にもあるかどうか（関連して深山委員（自民）より、意見があり）及び今後は正に努力されたいことについて質疑及び要望があり、衛生部長より答弁。

④ 委員長より、衛生公社問題のその後の経過について質疑、衛生部長より答弁、ついで橋本（清）副委員長（社）より補足説明があつた。

〇八月四日 午前十一時二十分、第二委員会において開議、午後零時二十

分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

① 労政課長より、王子製紙の労働争議について説明を聴取、ついで宮坂委員（自民）より、同会社の操業状況について、山内委員（社）より、警察が介入すると解決の妨げとなるが道警本部長と労働部長の間にはどのような話合がされているか、関連してどのような場合に警察が入るか、また中小企業労働者の組織化を進めているが組合結成と同時にストに入り結局共倒れという状態になる傾向にあるがこれに対する指導方針等について、村本副委員長（社）より、道は労使関係のあり方に対しどのような尺度で指導に当たっているかについてそれぞれ質疑及び意見があり、労働部長、労政課長より答弁。

② 職業安定課長より、職業訓練について説明を聴取の後、松尾委員（自民）より、都道府県職員が労働福祉事業団へ勤務替えになつた場合恩給打切りとなることについて、中野（与）委員（社）より、労働福祉事業団の法人格について質疑があり、職業安定課長より答弁。

③ 渉外労務対策室長より、千歳駐留軍労務者の失業対策等について説明を聴取の後、村本副委員長（社）より、八月中に失業保険の切れる百八十名の内臨時就労事業の権利を留保した者が五十五名であるが他の人はどうするつもりかについて質疑があり、渉外労務対策室長より答弁。

④ 本明日の二日間北海道博覧会の視察を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、なお諸願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

農務委員会

○八月十一日

午前十一時三十分、第三委員室において園芸振興対策小委員会を開議、午前十一時三十五分散会、小委員長事故のため代理 坂下 堯 (社)

武田小委員長 (自民) 及び道下委員 (社) が病氣等のため欠席したので具体的審議は保留とし、理事者より早急に報告すべきものがあれば聴取することとした後、農政課長より、部内において再三検討を行つて来ているがいまだ具体的に生産対策及び消流対策はどうあるべきかという点の結論がでない状態にあることを報告、ついで小委員長 (代理) より、本日はこの程度とし、散会后直ちに今後の進め方について協議を行う旨を述べた。

(散会後の協議状況、(1)次期本委員会は二十二日開催の予定なので武田小委員長出席不可能の際は自民党より一名追加し、二十二日の本委員会終了後または二十三日午前中に小委員会を開き大体の結論を出すことを申し合せた。(2)二十二日までに理事者側は対策事項の肉付けを考慮することとした。(3)二瓶委員長 (協ク) より、他府県の生産並びに消流対策状況を調査する必要があるので理事者側において考慮されたい旨及び農業委員会等においても八月末までに対策を樹てるとのことであるので当委員会においても早急に結論を出すよう努力されたいことについて要望があつた。)

○八月二十二日

午前十一時二十五分、第三委員室において開議、午後四時三十六分散会、委員長 二瓶栄吾 (協ク)

一般議事

① 委員長より、理事者から後程「酪農恒久安定振興方策案」の説明

があるがその際北連及び関係会社に出席してもらうことについて諮り、異議なくそのことに決定、次に園芸振興対策小委員長である武田委員 (自民) の病氣に伴う小委員補充の件について諮り、佐久間委員 (自民) より、定員を五名とし武田小委員長病欠中補谷委員 (自民) を小委員とされたいと発言があり、これを諮つて異議なくそのことに決定。

② 委員長より、道の目下とつている本年の豆類価格安定諸対策について質疑、農政課長より答弁の後、道下委員 (社) より、産地の自主共同販売に対しては強力な態勢の下に積極的に協力されたいことについて、坂下副委員長 (社) より、自主共同販売については商人に對抗して農協がどの位資金を集めることができるかが問題であることに関連して資金の必要量等調査方について、橋本 (正) 委員 (社) より、道でやるべきことと国に要請すべきことを明確に決めて強力に推進すべきであることについてそれぞれ要望及び意見があり、午後零時二分一旦休憩 (休憩中自由討議)、午後零時三十七分再開の後、本件については先の議会で意見書が決定されておりまた本日農協中央会より要請書が提出されたので、あわせて検討の上道側で具体的対策案が作成された場合は更に中央運動することに決定、運動の時期及び派遣委員の選任等については委員長に一任することとした。なお坂下副委員長 (社) より、休憩前の資金の必要量等調査依頼の件については休憩中の話合いで全貌が判明したので取消す旨の発言があつた後、蒔田委員 (自民) より共販に伴う資金問題は先日系統会議でよく話してあるので解消すると思う、なお当委員会としても農家の期待に沿えるようよく調査検討をしてやつてほしい旨を述べた。

③ 酪農の現況説明のため招いた雪印乳業の松原常務及び北連の田川畜産部長より、道で立案の酪農安定方策の前段となる乳価問題について状況説明を聴取の後、補谷委員 (自民) より、九月以降の原料

乳価の見通し、牛乳の一円値下げは全国かどうか等について、佐久間委員（自民）より、学校給食の伸長を図ることは良いことではあるが各家庭の給食費負担が問題であるしまた牛乳生産農家の子供も二円の給食費をとられているが矛盾していないか、以前炭鉱等で安く炊めるようにしているとのことであつたがどうなっているか等について、坂下副委員長（社）より、政府買上げが決まれば値下げしなくとも良いとのことであるが買上げ価格との開きの対策はどうするか、都市中心に学童給食を伸ばすと言うが中都市以下ではミルクブランドを持たないところがありこの点に對してはどうするか関連して道の助成も考慮されると思うので計画を樹立されたいこと、他府県における共販体制の実績を調査したことがあるか等について、橋本（正）委員（社）より、乳価対策の基本的態度、道の酪農はこの程度で行きづまりなのかまたはもつと延ばしても良いと思うか、経済頭数として三ない五頭は必要であるが現在より乳価が下つてもやつてゆけるか、雪印クロバー両会社の合併により独占企業化しないようにされたいこと、乳価がこれ以上下つては農民は生活できないと考えるがこの点についてどう思うか等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、田川北連畜産部長及び松原雪印乳業常務より答弁の後、委員長より、両氏に對し謝意を表し両氏に對する質疑を終了、次に畜産課長より、酪農恒久安定振興方策案について説明を聴取、ついで道下委員（社）より、先に大蔵省主計官が来道された折十勝のように経営面積の大きい実態から指導者になる人を経費がかかつて一団の中に入れて預きたいと要請しておいたが充分資料を取寄せ対策樹立の参考とされたいと述べた後、道立案の酪農恒久安定振興方策案の審議は引続き明日午前十時より行うこととした。

④ 農業改良課次長及び農政課長より、七月及び八月水害による農作物被害状況と対策等について説明を聴取の後、坂下副委員長（社）より、四支庁に被害があつたとのことであるが隣接支庁の被害状況

は調べているかどうか関連して昨年の冷害では北見以東とのことで宗谷支庁管内の枝幸、浜頓別等が調査より洩れた事例もあるので充分注意されたいと質疑及び意見があり、農業改良課次長より答弁。

⑤ 請願、陳情の審査についてはいまだ結論を出せないものばかりなのでいずれも継続審査とすることに決定。

⑥ 本日聴取した陳情は次の通り。

豆類、澱粉価格安定対策について 北農中央会鈴木参事

○八月二十三日 午前十時十七分、第三委員室において開議、午後零時

二分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

一般議事

① 昨日に引続き道立案の「酪農恒久安定振興方策」案の審議に入り、委員長より、昨日配布された北海道農業協同組合連合会の作成になる酪農安定恒久対策（草案）との関係について質疑、畜産課長より答弁の後、委員長より農林省が酪農振興法でやるとすれば法の改正を行わねばならぬのではないか、また有畜農家創設臨時措置法の改正も要するのではないか、酪農振興法には牛の購入資金がないがこの点はどうするか関連して方策案中の「農業融資制度の強化」に含まれるというのであれば資金枠の拡大を願う等もつと具体的に表現してはどうか（関連して道下委員（社）よりも意見があり）酪農振興法の内容についてどの点が良いとか悪いとか明示していないこと及び生乳取引の公正化をうたうことが重要ではないか等について質疑及び意見があり、畜産課長、農政課次長より答弁、ついで坂下副委員長（社）より方策案中の「乳牛増殖計画の樹立」の中に経済頭数確保の点を明示する必要はないか関連して牛の購入資金については折込むとすればこの項に入れてはどうか、「牛乳共同集荷事業の育成強化」の中にタンク車の設置とあるがこれをトラックを含む集荷施

設としてもらいたいことまた学校給食等に対する施設を設けるようにしてもらいたいこと等について質疑、意見及び要望があり、畜産課長より答弁の後、本件については今まで論議された意見を理事者側に再検討を願うこととし、再検討されたものについての審議は正副委員長に一任、三十日に農務部長室において行うこととした。なお中央折衝の時期については畜産、農政両課打合せの上連絡を願うこととした。

② 坂下副委員長(社)より、浜頓別農協の配給米運配問題について質疑があり、農政課長より答弁の後、同副委員長より、本件は重大な社会問題であり、また不振ではあるが最低というわけでない同農協がひとり米の配給停止をされたということは同組合の今後に重大な影響を及ぼすので善処されたいことなその他にもこのような事態があるかどうか調査報告を願うと共に関係の連合会等の考えをもただし再建対策等を検討されたいことについて要望、次に桶谷委員(自民)より、農家負債整理資金についてはどの程度まで進んでいるかと質疑があり、農政課長より答弁、ついで委員長より、釧路地方では牛が余つて困つておるので国において買上げし、牛のない処に入れてほしいとの要望があると述べ、畜産課長より答弁。

③ 道内調査について諮り、意見交換の後、期間は一週間程度とし派遣委員は一応参加可能の委員全員とすることとした。

④ 次回の小委員会は八月三十日午前十時より、本委員会は九月六日午前十時より開催することとした。

○八月三十日

午前十一時三十五分、第二委員室において團芸振興対策小委員会を開議、午後一時二分散会、小委員長事故のため代理 佐久間貞江(自民)

小委員長(代理)より、武田小委員長の病欠に伴い桶谷委員(自民)が補充された旨を報告、ついで本日は充分検討を行つて結論を

出したいと述べた後、道下委員(社)より、一旦休憩して自由討議の形で進めたいと意見があり、これを諍つて異議なくそのことに決定、午前十一時四十五分一旦休憩(休憩中、農政課長、農業改良課長等理事者より道としての対策を聴取の後、種々意見の交換、質疑応答があり、かつ小委員会の存続問題等について協議が行われた)、午後零時五十七分再開の後、小委員長(代理)より、別紙「園芸農業振興に関する意見書」案のような七項目について、対策を樹てる要があると思われるしました検討中の付託請願第五百五十六号(園芸農業振興対策の件)については願意が妥当と思われるのでこれが採択の意味も含め本委員会に報告することについて諮り、異議なくそのことに決定、報告文には現在までの経過を含めることとし案文については小委員長(代理)に一任することとした、ついで道下委員(社)より、本委員会への報告完了後において当小委員会は解消することを決めておいたらよい旨の発言があり、これを諍つて異議なくそのことに決定、なおあらかじめ武田小委員長の了承を求めることとした。(終了後電話連絡を行い報告書の提出及び小委員会の解消方について了承を得た。)

建設委員会

○八月十二日

午後一時十七分、第三委員室において開議、午後二時三十五分散会、委員長 中牧 保(自民)

一般議事

① 土木部次長より、土木部所官にかかる昭和三十四年度道開発予算概算要求額について説明を聴取の後、佐々木委員(自民)より、自

自動車駐車場設置費に対し補助金が出るのとことであるが道も要求してはどうか、予算要求と補助率引上げ要求は平行して行うか、切離して行うか関連して総務部と調整はとれているか、また並行して行つた場合事業費を削られる恐れもあり逆効果とならないか（関連して大石委員（社）より、同様の質疑及び意見があり）等について、川口委員（自民）より、補助率引上げに対する国の意向、他府県と比較して補助率はどうなっているか等について質疑及び意見があり、土木部次長より答弁。

② 住宅課長より、昭和三十四年度住宅施設費概算要求額について説明を聴取。

農地開拓委員会

○八月十一日 午前十一時二十五分、第二委員室において開議、午後二時十分散会、委員長 笠井幸衛（社）

一般議事

委員長より、昭和三十四年度開拓部関係国費予算について説明を求め、農地開拓部長より、国営及び代行開墾建設事業残年量、北海道開発関係予算（土地改良、開拓）要望、昭和三十四年北海道開発予算要領、昭和三十四年度予算要望書等について説明を聴取の後、岩田委員（自民）より、過日の総合開発特別委員会と昭和三十四年度公共事業関係予算折衝の基本方針について協議が行われたが先に常任委員会でも審議し意見を求めその後総合開発特別委員会に提出することが正しい姿であると思うので今後はそのような取運び方をしたいこと、入植戸数に関し昨年度は八百八十一戸に決つたが本年

度一千戸を考えている理由、無灯火地帯対策を積極的にやる意思はないか（関連して朝日委員（協ク）より、意見があり）関連して電化、教育等の完備した条件の入植地に入植させるべきであること等について、津川委員（社）より、残年度事業量が多すぎることもまた不振地区が次第に増加していくので対策を考慮されたいこと等について、増田委員（社）より復合体の土地改良はどうするかについて、それぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、開拓経営課長より答弁の後、午後零時五十三分一旦休憩、午後一時五十八分再開の後、予算要望については一応了承することとし、ついで土地改良問題は理事者側の結論ができ次第委員会を開いて審議することとした。

○八月十九日 午後二時五分、第三委員室において農地開拓、文教林務

小委員会連合審査会を開議、午後三時五分散会、小委員長 朝日昇（協ク）

① 農地開拓部次長より、林野と農地の競合七地区の調整状況について説明を聴取、河野文教林務委員長（社）より、白川地区の二十一町歩に対する解決の見通しについて、堀田委員（自民）より、同地区の所有者が買収に応じたかどうか、また立木等に対する買収状況及び価格はどうの位で査定されたか等について質疑、農地開拓部長、同次長、林地調整係長より答弁、津川委員（社）より、問題が起きているのは大与地区だけなので当小委員会として現地調査をしてはどうか、解決の道があるのではないかと意見があり、農地開拓部長、適地調査係長より、同地区の現況について、また林務部次長より、同地区に対する林務部の考え方についてそれぞれ説明を聴取、河野文教林務委員長（社）より、人工造林は小さいものが点在しているのか、また開拓計画の中で防風林として何町歩計画しているかについて質疑、林務部次長、適地調査係長より答弁、堀田委員（自民）よ

り、小委員会として現地を調査するとすれば両部でも合同調査をする気持があるかどうかについて質疑、農地開拓部長より答弁、小委員長より、当小委員会の調査に対し開拓林務両部が参加することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 安達委員（無）より、上川郡愛別村愛山地区において道有林の払下げが行われ開拓地になつていていると聞いているが現状はどうなつてゐるか、開拓地として払下げをしたこの地区は立木が伐採されたが一向に計画が進んでいないこれは農地として不適であつて計画が進んでいないのか、また木だけ切つて逃げたものかについて質疑、農地開拓部長より答弁、安達委員より、現地調査の際愛山地区を日程に組んでもらいたいと要望、小委員長より、九月一日より四日間位の日程にて大与地区外調整地区の現地調査について諮り、異議なくそのことに決定。

水産委員会

○八月四日 午後二時三十五分、第二委員室において開議、午後五時三十五分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 麻里委員（自民）より、底曳禁止区域拡大問題に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長及び沖野副委員長（自民）より補足報告があつた後、川村委員（社）より、八月一日の衆議院農林水産委員会における農林大臣の発言「沿岸と底曳との間に紛争の起きてゐるところの調整を図ることが主たる目的であり、これが結果的には沿岸漁業の振興になる。」についてより詳しい説明を求め麻里

委員（自民）及び委員長より説明があつた後、同委員より、両者間の紛争してゐるところの調整が全体のためになると言つてゐる点について再質疑、委員長及び沖野副委員長（自民）より応答、ついで水産部長より、本件に関する事務的折衝の経過について報告を聴取の後、午後三時四十七分一旦休憩（休憩中、各党毎に対策を協議。）午後四時五十分再開の後、水産庁と道の間に根本理念において喰違ひがある（道は沿岸漁民の振興対策、水産庁は紛争調整のみ）ことを問題とし、川村委員（社）より、両者の間には根本的に喰違ひがある、水産庁だけでなく上層部にもそのような考えがある、現在のままで上京折衝しても疑問があるので議会自体が明確な態度をとる必要があり、臨時議会を招集して更に検討し一年前に出した道案を再確認して北海道代表の運動をする必要があると意見を述べ、あわせて臨時議会招集の動議を提出、この動議について各委員の間に種々意見の交換があつた後、臨時議会を開くかまたは開かずには再度上京折衝するかは各党で打合せをしてから決めることとし、明日午前十時より再度委員会を開くこととした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。
(1) 中型機船底曳網漁業禁止区域拡大（道案）並びに禁漁期間の延長に対し反対の件

全日本海員組合稚内支部長
小樽代表

(2) 中型機船底曳網漁業、禁止区域拡大（道案）の実現方について

沿岸漁民代表 鹿部村長
漁民同盟書記長

○八月五日 午後一時四十分、第二委員室において開議、午後二時四十分分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

- ① 昨日の審議の続行に入り、井野委員（社）より、川村委員（社）の動議はそのままにしており、道の根本理念を政府に理解してもらいその理解に立つた拡大を実施してもらえよう更に折衝を続行するとの線で意見の一致をみた旨を述べた後、道の基本理念を曲げないということとで再折衝することについて語り、異議なくそのことに決定、川村委員（社）の動議は継続審議とすることに決定、上京委員等については一旦休憩して相談することとし、午後一時四十三分休憩（休憩中協議の結果、期間は八月七日より十六日までの十日間、派遣委員は沖野副委員長（自民）及び松平（自民）川瀬（協ク）岡田（社）各委員と決定）、午後二時二十五分再開。
- ② 水産部長より、明年度の国費予算要求について協力方要請があった後、漁政課次長より要求内容について説明を聴取。

○八月二十九日

午後一時五十二分、第三委員室において開議、午後四時二十八分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

- ① 沖野副委員長（自民）より、底曳禁止区域拡大問題に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長より、補足報告の後、井野委員（社）より、水産庁が道議会の面子を立てると言ったところからみると大部良い線が出ているのではないかと質疑、委員長より応答の後、井野委員（社）より、水産庁との約束もあるので秘密会にして態度を決定すべきでないかと思ひがあり、ついで阿部委員（自民）より、水産庁案は後一両日で告示できるかどうか、今日農林水産委員会で決議され水産庁が内部で打合せた後道と打合せすることになっているのかと質疑、委員長より応答、ついで川村委員（社）より、機船漁業協同組合連合会長より農林大臣に提出された意見書

の五項（禁止区域拡大促進に上京している者の中に密漁をしている者がある。）及び六項（禁止区域拡大促進運動に上京していることは全くナンセンスではないか）は重大であると意見があつた後、井野委員の発言もあつて休憩中を秘密会とすることに決し、午後二時四十二分休憩（休憩中、水産庁より示された第一次案の説明を聴取、二十六日の農林水産委員会席上における松田代議士の発言（禁止区域拡大は漁業法違反である、沿岸漁業に被害を与えているのは小手操密漁と底曳類似漁業であるエビ桁漁業である点等）を反ばくするため井野委員（社）を急襲上京させることに決定、漁民同盟書記長より中央の情勢について報告、今晚水産庁と道との話し合が行われるので道案を下廻つた水産庁案が出された場合は反対折衝をする、このため明日更に委員会を開いて態度を決める等の決定を行つた）、午後四時二十一分再開の後、水産庁案が決つてもあくまで反対折衝をするかどうかは明日の委員会において態度を決定することについて語り、異議なくそのことに決定、ついで川村委員（社）より、松田代議士の発言が本問題に大きな支障となつているがこのエビ桁船六十六隻の根拠地別内訳、許可対象、試験操業の内容、漁業の実態、許可どおりの内容で操業しているかどうか、許可のいきさつ等についての資料を明日までに提出されたいこと、小手操密漁船に關し農林統計の根拠及び道の調査ではどうなつているか、枝幸町の町勢要覽に小手操の隻数、水揚高を載せているが他町村の要覽にもこのようなものを載せているか、載せているとすれば小手操というものを認識していないのではないかと等について質疑、意見及び要望があつた。

○八月三十日

午前十時五十一分、第三委員室において開議、午後六時五十二分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 昨日に引き続き底曳禁止区域拡大問題を議題とし、委員長より、在京の水産部長から二十九日に開かれた衆議院農林水産委員会において道案を認めよという社会党案は自民党案で押切られた、同委員会終了後水産庁と道との間で会議が続行されている旨の報告があつたことを述べ、水産庁案の一部内容が分つたが理事者より秘密にしてほしいとの要望があるのでどう扱うかについて諮り、秘密会とすることに決定。

② 午前十時五十三分より秘密会とし、委員長より、水産庁案の判明している部分について報告、ついで後が判明するまで休憩することとし、午前十一時二分一旦休憩（休憩中、午後二時十分頃入つた情報によれば折衝は難行しており停滞状態にある、なお漁民同盟事務局長より、道案の実施に努力されたいこと及び追捕の線を認めてほしいことについて陳情があつた）、午後六時二十分再開の後、委員長より、水産部長から連絡のあつた線について報告を求め、漁業調整課長より、別紙「中型底曳禁止区域に関する水産庁裁定概要」を朗読、ついで麻里委員（自民）より、これは何時頃示されたものかについて、沖野副委員長（自民）より、このような線で取締りができるかどうかについて質疑があり、漁業調整課次長及び取締係長より答弁、午後六時三十分一旦休憩（休憩中、協議を行い追捕については後日水産部長から事情をきいて決定する、水産庁裁定について声明を発表することとした）、午後六時四十八分再開の後、委員長より、道議会の議決した線と異なるので声明を出すことについて諮り、次のような声明文を出すことに決定。

声 明 書

本日、水産庁から中型機船底曳網漁業禁止区域の拡大に対する決定線が示されたが、これは沿岸漁業の振興と困窮せる漁民の生活安定のための根本的対策としてさきに道議会において万場一致

議決された禁止ラインの設定案に比べ極めて後退したもので我々の最も遺憾とするところであり絶対に承服し難いところである。殊に線の引き方、期間の区分等を検討するとき漁業取締りが全く不可能であると断定せざるを得ない。

よつて我々は今後とも道民与論を結果してあくまでも道案達成のために強力な運動を展開することをここに声明する。

昭和三十三年八月三十日

北海道議会水産委員長 時田政次郎

ついで水産部長が明日帰庁の予定であるので明後日午前十時に委員会を開催することに決定、なお、委員長より、水産部長の報告如何によつては明日曜でも開くことになるかも知れないと述べた。

文教林務委員会

○八月十八日

午後二時二十五分、第三委員室において文教林務小委員会を開議、午後三時三十分散会、小委員長 安達徳太郎

（無）

① 森林企画課次長より、林野と農地の調整を要する七地区の現在における調整状況について、林地調整係長より、同問題についてそれぞれ説明を聴取、河野文教林務委員長（社）より、上川町白川地区の造林地の調整状況及び同地区が農地として経営できるかどうかについて、小委員長より、未解決三地区の解決見通し及び大与地区は何度買収の対象となつたかについて質疑、森林企画課次長、林地調整係長より答弁、小委員長より、未解決分については、明日更に連合審査会にて審査することについて諮り、異議なくそのことに決

定。

- ② 森林企画課次長より、新開拓制度に関する開拓事業の調査、計画の実施について農林省農地局計画部長並びに林野庁指導部長より通達があつたことの報告及びその内容について説明を聴取した。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○八月七日 午前十一時三十五分、第一委員室において開議、午後二時

四十分散会、委員長 岩本政一（自民）

- ① 塚田副委員長（社）より、北海道開発審議会にオブザーバーとして出席した概況について報告の後、企画本部長より、開発審議会の今後の日程について説明を聴取、ついで今後審議会が開催される場合のオブザーバーの派遣について諮り、正副委員長を含めて社会三、自民三、協ク一の七名とすることに決定、人選については各党でまとめ委員長まで申し出ることにした。

- ② 企画本部長より、公共事業関係以外の資料の提出について説明を聴取の後、予算獲得のための資料提出について諮り、異議なくこれを了承。

- ③ 山口開発庁長官の道内視察についての本委員会の随行について諮り、岩本委員長（自民）と岩田委員（自民）が随行することを了承。

- ④ 岩田委員（自民）より、(1)道の漁港の利用度について計画前の利用度、計画の利用度、完成の利用度の対比、(2)農業方面（農産物全般）の投資効果についての全国分と道分の資料を要求、企画本部長これを了承して午後零時十分休憩、午後一時二十五分再開。

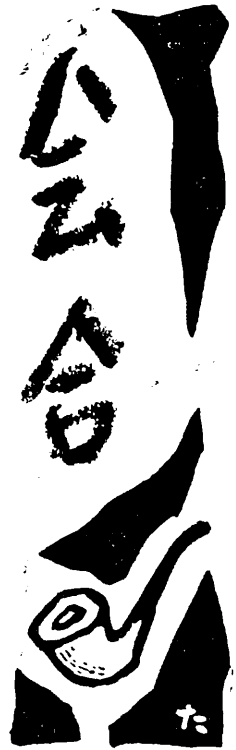
- ⑤ 総務部長より、昭和三十四年度開発予算に関する資料作成要領及び公共補助事業に対する国庫負担補助率引上げ等の特別措置等について、また財政課長より、事業の細部についてそれぞれ説明を聴取、岩田委員（自民）より、各部の関係は部長会議でも開いて部相互の調整をしたかどうかについて質疑、企画本部長より答弁、各部の思想統一の問題について岩田（自民）秋山（協ク）塚田（社）川村（社）各委員より意見があり、委員長より応答、総務部長より、答弁があつた後、道下委員（社）より、予算要求の基本的態度並びに現われた数字については各部との調整を行いこれを基礎としていと思うが新規に取上げるものあるいは法の改正等を要求するものの理論的根拠について、また直轄についてその内容を知っているかどうかについて、新川委員（社）より、説明資料二の六頁地方交付税の基準財政需要額算定にあつて地方負担額を全額算入していない理由、また自治庁の考え方及び昨年度東北の方がよい数字が出た理由について質疑、総務部長より答弁、委員長より、説明された予算要求の線により折衝することについて諮り、異議なくこれを了承。

- ⑥ 開発予算の中央折衝の必要性について秋山（協ク）井口（社）岩田（自民）及び塚田副委員長（社）より意見があり、総務部長、総務部次長より説明があつた、ついで委員長より、開発審議会にオブザーバーとして行く前に委員会を開くかどうかについて諮り、塚田副委員長（社）より、直轄関係（開発局）の説明を聴くことにしてそのあと委員会を開き打合せをしていくことにしてはどうかとの意見があり、開発審議会にオブザーバー派遣前に委員会を開くことに決定、その時期については委員長一任とすることにした。

○八月二十三日 午後一時三十八分、第一委員室において開議、午後一時五十四分散会、委員長 岩本政一（自民）

八月二十五日開催の開発審議会のオブザーバーとして出席する派遣委員に岩本委員長（自民）及び伊藤（作）（自民）新川（社）秋山（協ク）川村（社）の各委員を異議なく決定の後、総務部次長より、開発予算に関する事務折衝の経過について説明を聴取、委員長より、補助率引上げの問題については開発審議会に出席の折強く中央折衝をすることを要望、開発公共事業費以外の予算折衝については配付の資料（北海道開発に必要な経費概算参考資料）により中央に対し要求することとした。





全国都道府県議会議長会

○八月五日 東京都議会第五委員会室において第四十三回地方制度調査委員会を開催、まず自治庁金丸税務局長から地方税財政に関する自治庁の見解等につき説明を聴取の後、当面する地方税財政問題について協議、先に六団体の共同意見としてとりまとめた「地方税財政に関する意見」を本委員会の意見とし会長に報告するとともに明六日開かれる自民党地方行政部会に本会代表が出席してこの意見を強調することとした。

○八月二十六日 東京都議会委員会室において正副会長及び正副委員長会議を開催、地方議員の退職年金問題について研究協議した。

○八月二十七日 東京都第四委員会室において第四十四回地方制度調査会を開催、まず会長から八月十三日開かれた第五次地方制度調査会第一回総会の経過について報告があり、ついで第五次調査会が当面審議することとなった「昭和三十四年度における地方行財政に関する問題」

に対する本会としての意見について、あらかじめ作成した意見試案について協議、一部字句の修正については委員長に一任し、試案原案を委員会意見とすることに異議なく決定、本意見を明日の幹事会に報告することに決定した。

○八月二十八日 東京都議会第四委員会室において幹事会を開催、新会長清水東京都議長から会長就任のあいさつの後、坂下全議局長から諸般の報告があり、ついで協議に入り、まず第五次地方制度調査会の検討事項に対する本会意見のとりまとめについては第四十四回地方制度調査会決定の「昭和三十四年度における地方行財政改善に関する意見」を原案のとおり本会の意見とすることに決定した。ついで地方選挙の期日については都道府県、市町村の長、議員の選挙を同一日とすることに反対し、自治庁原案を支持することに意見一致し、臨時国会における成立を関係方面に要望することとした。

地方議会議員の退職金制度について、正副会長及び正副委員長会議における研究の結果について報告がありこれを了承、今後この問題については正副会長に一任することとした。

ついで公職選挙法中改正について選挙運動事項に対する全国的改正要望意見を取りまとめ、来る定例会に幹事会として提案することに決定した。

北海道、東北六県議会事務局長連絡協議会

○八月七日 北海道において開催、八、九の両日開催される議長会議の議案、運営並びに最近の議会運営の諸問題について協議した。

北海道、東北六県議会議長会

○八月八、九の両日 北海道において開催、まず新任の宮城県議長、長の紹介があつた後、前回会議決定事項の処理について秋田県副議長より報告があり、ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望するとともに今秋福岡県で開催される第三十七回全議定例会のブロック提出議案として先に秋田県における議決分から摘出し今回の分とあわせて提出することに決定した。

- 一 特定地域総合開発計画事業費に対する国の負担割合に関する特例立法について
- 一 国鉄幹線鉄道工事の利用債割当廃止等について
- 一 東北地方の寒冷地手当及び薪炭手当是正について
- 一 災害対策基本法の制定について
- 一 蚕糸業振興の恒久対策について
- 一 乳価対策について
- 一 乳価の安定対策緊急実施について
- 一 林力増強対策について
- 一 水質汚濁防止に関する特別法の早期制定について
- 一 津軽海峡連絡鉄道トンネルの着工並びに東北地方の鉄道輸送の強化について
- 一 未開発地の文化厚生事業の整備促進について
- 一 一級国道の整備促進について
- 一 国有林の解放について
- 一 大豆価格の安定について
- 一 積雪寒冷地域における道路交通の確保について

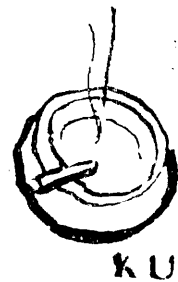
- 一 木炭の価格安定に関する立法措置について

九都道府県議会事務協議会

○八月二十二日 北海道において開催、次の事項を研究協議した。

- 一 事務局の事務量と人員配置について
- 一 議員選挙区の改正並びに定数の増減について
- 一 常任委員の任期満了前における改選について
- 一 法第百十四条の開議請求について
- 一 議事堂管理に関連する報道関係者の取扱いについて
- 一 議席の決定について
- 一 日程の順序変更及び追加について
- 一 討論を用いないで会議に諮つて決める発議及び動議について
- 一 その他

羅生録



議会開会定足数の意義 (法一一三)

(昭和二八、六、五
長崎県総務部長宛 行政課長電信回答)

問 議会は現在員の半数以上をもつて開会できるか。
答 できない。

定数の当選者を得られなかった場合の県議会の招集 (法一〇二)

(昭和二六、六、五 地自行発第一五七号
三重県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 県議会の議員の任期満了による一般選挙において選挙区たる一部の郡市において当選者が得られなかった場合においても、既に定数の過半数の県議会議員が存在しておれば、議会を招集してさしつかえないか。
答 法律上はお見込のとおりと解される。

議員の定数中議長は含まれるか (法一一三)

(昭和四、二八、一五 行政裁判所宣告)

町村制第四十八条ノ議員定数中ニハ議員タル議長ヲモ算入スベキモノトス。

特別議決の「議員」又は「議員数」の意味 (法八七)

(昭和二八、六、二五 自行行発第一七〇号
全国都道府県議会議長会事務局長宛 行政課長回答)

問 法第八十七条第一項、第百三十五条第二項、第百七十八条第三項にいわゆる「議員」又は「議員数」は在職議員数の意であるか、議員定数の意であるか。
答 前段お見込のとおり。

地方行政疑義問答集

会議の諸原則について

③ 定足数について

現議員数が定数の半数に達しないときの開会の可否 (法一一三)

(明治二二、七、五 行政実例)

現議員数市制第四一条(地方自治法は第百十三条)ノ規定ニ依ル数ニ満タサル
トキハ補欠選挙ヲ為シタル上ニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

除外のため半数に達しないとき (法一一三)

(昭和二九、二、三 自行行發第七号)
東京都総務局行政部長宛 行政課長回答

「北海道議会時報」第一〇巻第六号に掲載

町村制第五十九条第二項の処分により半数以上の出席を
欠いた場合 (法一一三)

(行政裁判所判例)

町村制第五十九条第二項ニ依り議員ノ出席ヲ停止シタル為メ第四十八条ニ所謂議
員定数半数以上ノ出席ヲ欠キタルトキハ会議ハ之ヲ開クコトヲ得サルモノトス。

法第七十八条第三項の定足数と法第十三条但書 (法一七八)

(昭和二六、一二、六
広島県議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 法第七十八条第二項の定足数については性質上、法第十三条但書の適用
はないものと解するがどうか。

答 法第七十八条第三項の定足数については、法第十三条但書の適用はない
ものと解する。

不信任議決と会議の定足数 (法一七八)

(昭和二七、一一、二五
徳島県議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 知事不信任のため招集された請求臨時会は、法第七十八条第三項による定
足数に達しない場合においても一応法第十三条の定足数による議会開会に適
法か。

答 お見込のとおり。

不信任議決と会議の定足数 (法一七八)

(昭和二七、一一、二六
徳島県総務部長宛 行政課長電信回答)

問 法第百条による(知事不信任議決)のための請求臨時会において、三分の二
未満の出席者をもつて開会した場合、不信任議決を議題に供し質疑討論をなし
うるか。

答 お見込のとおり。

出席催告と催告の対象 (法一一三)

(昭和二五、一〇、一九 自行行發第二六六号)
大分県総務部長宛 行政課長回答

問 出席催告の制度は、その日の会議が一旦成立したのち、会議途中で一部議員
が退席して定足数を欠くに至つた場合、当日の出席議員に対してこれを行うも
のと解するか。又は会期の第一日において会議は成立したが第二日以降におい
て出席議員が定足数を欠いたときも、第一日出席議員を対象として催告をなし
うると解するか。若し後者を不当であると解すれば、会期中会議を成立させる
べき救済手段が他にないように思われるが、立法論としてこの点をいかに考え
られるか。

答 当日までに応招した議員に対して行うものと解される。

出席催告の方法 (法一一三)

(昭和二五、一二、二七 自行行發第三五七号)
秋田県議会事務局長宛 行政課長回答

問 出席催告は到達主義であるが、書面をもつてその住所又は宿所に催告する
場合、本人に出合わないときは、事理を弁識するに足りる同居者にこれをす
れば催告の効果を生ずると解してよいか。また、この旨を会議規則に定める
ことは妥当であるか。

二 出席催告洩れにあつたときに開かれた会議の議決は、たとえ当該議員の出席の有無によつて定足数に影響するところがなくても違法であるとの説があるが、当該議員の出席の有無によつて定足数に影響する場合は違法であるとしても、影響しない場合は何ら会議の要件を欠くものではないから違法であると思うがどうか。

答一 前段、さしつかえない。後段、会議規則に定める必要はないが、明らかにする意味において定めることはさしつかえない。

二 設例のとおりであつて、出席催告洩れについての違法性は阻却されない。

出席催告の方法 (法一一三)

(昭和二七、一二、二六 自行行発第一九八号)
三重県議会事務局長宛 行政課長 回答)

問一 法第百十三条但書の出席催告は本県議会々議規則第七十二条に一議員は会期中常時連絡の場所、および議会の招集地における宿所を定め、議長に届け出なければならぬ」との規定があるので議事堂内所在の議員以外の応招議員に対しては右規則第七十二条による届出の場所になせばよいと解するが如何。

答 お見込のとおり。

問二 催告により開会又は開議する時刻はその催告が全応招議員に又はその連絡場所に客觀的に見て到達し得ると考えられる時刻後なれば催告を受けて議員が会議に出席するに要する余裕なき時刻であつても適法であると思うが如何。

答 催告を受けたすべての議員が出席しうると認められる時間の余裕をおかなければならない。

(注釈) 一 法第百十三条但書の規定による出席催告の対象たる応招議員とは、招集の当日又はその後の会議に参集の事実があつた上更に会議出席の意思を有して待機の状態乃至会議に出席しうる態勢に在る者と解する。従つて、自宅から招集地まで半日以上、或いは一日も二日もかかるような市町村や多くの都道府県の議会の場合は招集地に所在する議員が応招議員と解させるべき

であり、直接本人に催告することができないときは、少くとも議員の届出に係る連絡場所又は招集地の宿所迄出席催告をする必要があり、且つこれであると考えらる。

二 出席催告の趣旨からいつて当然のことである。

(地方自治 昭和二八、六)

出常催告の疑義について (法一一三)

(昭和二八、六、二四 自行行発第一六九号)
青森県総務部長照会 自治庁行政課長回答)

問一 法第百十三条但書の規定による出席催告を文書により各議員の自宅に送達するに当り、本人以下家族全員不在のため使丁が催告状を持帰つて了つた場合、この出席催告は適法な出席催告とはいえないと考えるがどうか。

二 法第百十三条但書の規定による出席催告は、予め会議時間延長の措置が講ぜられていない限り、会議規則で定められた閉議時刻以後の時刻を開議時刻と定めることはできないと考えるがどうか。

(注) 事例

会議規則で定められた会議時間は午前九時から午後四時まで、午後五時開会という出席催告を午後三時五十分に出した。

答一 お見込の通り。

二 お見込の通り。

(地方行政財政週報 昭和二八、一一、一一)

出席催告の取扱について (法一一三)

(昭和二八、六、四 自行行発第一五〇号)
福井県議会事務局長照会 自治庁行政課長回答)

問 出席催告を発する時期は、次の場合何れが適当なりや。

(1) 第一日目の会議において、第二日目の開議時刻を午前十一時と定め、第二日目においては開議定刻に至るも定数に達しないとき、又は会議規則にいう

「会議は午後四時に閉する」の四時までに出席可能になるときに於いて出席催告を行うべきか。(開議の前提と解する。)

(四) 出席催告は、総て当日の会議を一旦開いた後定足数を欠くに至つたときにおいてのみ為すべきや。

答 御質問の趣旨が明らかでないが、(四)何れの場合においても会議を開くべきときにおいて催告をなすべきものである。

(地方行政財政週報 昭和二八、一一、一一)

副議長と催告権 (法一一三)

(昭和二五、六、一 自行発第八六号)
福岡県議会事務局長宛 行政課長回答

問 議長が不完全議案を上程しなかつたことに對し、議員から異議の申立があつたが、議長は完全な議案となつたら何時でも参集を求め上程すると約して散会した。ところが副議長が当日の午後十一時すぎ参集を求め再度催告の形をとつて、その議案を議決した。(過半数でない。)

一 この場合副議長は催告権があるか。

二 議長の言では、帰宅した議員は、催告を受けてもその日中「午後十二時まで」に到着し得ない距離の自宅へ帰つてゐた。このような催告は有効であるか。

答 一 この場合は副議長は催告権はないと解する。

二 一により承知されたい。

出席催告をすべき範囲 (法一一三)

(昭和二三、一二、二七 行政裁判所宣告)

町村制第四十八条但書ニ所謂「議長ニ於テ出席ヲ催告シ云々」(地方自治法は第百十三条但書)ノ規定は招集ニ応シタル議員全員ニ對シテ催告ヲ為スヲ要スル趣旨ニシテ応招議員中招集ノ場所ニ現在スル者ニシテ之ヲ為シ仍出席議員半数ニ滿

タサルニ拘ラス會議ヲ開クコトヲ許シタルモノニ非スト解スルヲ相当トス。

出席催告及び再度招集 (法一一三)

(昭和二六、一〇、一〇 地自行発第三一五号)
北信四県市議会事務局協議会会長宛 行政課長回答

問 一 会期二日以上以上の市議会において、二日目以後の出席催告は、当日の応招議員のみで前日以前の応招議員に對してはしなないと解してよい。議員定数の半数以上の応招がなければ出席の催告ができず、半数以下の応招の場合は再度招集すべきものと解してよい。

二 欠席議員に對する出席催告はあり得ないか。

答 一 前段、第一日以降当日までに応招した議員に對して行ふものと解する。後段、お見込のとおり。

二 第一日以降当日までに一回も応招しない議員については、お見込のとおり。

再度招集及び出席催告 (法一一三)

(昭和二九、五、二五 自行発第七九号)
岡山県議会事務局長宛 行政課長回答

問 一 法第百十三条但書の規定中「同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき」に該當するものとして、再度招集した議會で定足数を欠いたまま會議を開きうる場合は、次の各場合のいずれにおいて可能であるか。

1 最初の招集においても、再度の招集においても、ともに招集に応じた議員が半数に達せず、従つてまた出席議員が半数に達しない場合

2 最初の招集において招集に応じた議員が半数に達せず、従つて出席議員が半数に達しないため開會に至らず、再度招集の會議においては招集に応じた議員が半数以上あるのかかわらず、議員が半数以上出席しない場合

3 最初の招集において招集に応じた議員が半数以上あるのかかわらず、その出席議員が半数に達しないため開會に至らず、再度招集した議會において応招議員が半数に達せず、従つて出席議員が半数に達しない場合

4 最初の招集においても再度の招集においてもともに招集に応じた議員が半数以上あるが、議員が半数以上出席しない場合

二 出席催告の規定は、その議会が一度有効に開議されたことのある会期中でなければ適用し得ないか。又は一度も有効に開議されたことのない議会においても、すなわち、議会招集初日の最初の場合においても適用しうるか。

三 招集に応じた議員が半数以上ある場合でなければ、出席催告後定数を欠いたまま会議を開くことができないか。

再度招集して法第百十三条但書の「同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき」に該当したので定足数を欠いたまま会議を開いたが、当該会期の第二日目も定足数に達しないときの出席催告の場合はどうか。

四 一の2及び4の場合が法第百十三条但書の「同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき」に該当しいなとするならば、この場合に、再度招集された会議の初日において出席催告の規定を適用することができるか。

答一

一の場合に限る。

二 後段お見込のとおり。但し、応招議員が議員定数の半数以上なければならぬことはいうまでもない。

三 前段、出席催告は、応招議員が定数の半数以上ある場合でなければ、これを行うことはできない。

後段、当該会期の第二日目において、応招議員が定数の半数以上に達したときは、法第百十三条但書の出席催告をしない限り、定足数を欠いたまま会議を開くことはできないが、応招議員が定数の半数に満たない限りは、法第百十三条但書の「同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき」に該当するから、定足数を欠いたまま会議を開いてさしつかえない。

四 お見込のとおり。

再度 招 集 (法一一三)

(昭和二五、九、一六 自行発第二〇七号)
(大分県総務部長宛 行政課長回答)

問一 臨時市議会で同一の事件につき再度招集して定数に達して開会した場

合付議案件が全部終了し緊急な他の事件を付議することができるか。

2 再度招集して半数に達せずして開会した場合には、同一事件の外は緊急な他の事件(議員発案を除く)も付議すべきでないかと解するがどうか。

二 再度招集をするまでに一応の期間というものが限定されているものかどうか。

2 招集の第一日目において議会が定数に足らず開会に至らない場合に適用してもよい。また、小都市においては、議員自宅を全部回つても余り時間を要しないので、議会を成立させる意味において招集に応じたものとみなして自宅に全員(欠席者)出席催告をしてもさしつかえないか。

答一

1 法第百二条第五項の規定によりお見込のとおり。

2 見込のとおり、なお、この場合においては、議員発案の事件についても、同一事件の外はその会議に付議できないものと解する。

二 再度招集の必要が生じた場合は直ちに招集すべきものと解する。なお、招集は法第百二条第二項により議会開会の一定日前に告示しなければならない。

2 前段できない。

後段、招集に応ずるものとみなすことはできない。

問

法第百十三条に規定する出席催告は、開議の時刻を翌日に定めることを得ず、かつ、その効力はその日の会議を開くまでであつて翌日に及ばないものと解してよい。

答 お見込のとおり。

再度招集の場合の出席議員数の制限 (法一一三)

(明治三三、九、一八 行政実例)

市町村会再招集ノ場合ニ於テハ出席議員数ノ制限ナシト雖二人以上ノ出席ナ

キトキハ会議ト謂フ能ハサルヲ以テ議長及議員二人以上出席スルニアラサレハ会議ヲ開クコト能ハサルモノトス。

再度招集による会議に同一事件でないものを付議することの可否

(法一一三)

(大正一三、五、一八 行政実例)

同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ出席議員定数ノ半数ニ滿タサルニ依リ市制第五十二條但書(地方自治法ハ第百十三條但書)ヲ適用シテ開キタル會議ニ於テハ同一事件ニアラサルモノヲ付議スルコトヲ得ス。

議會の定足数 (法一一三)

(昭和二七、一〇、七 自行行発第六四号)
岩手県総務部長宛 行政課長 回答

問 議會又は委員會の會議中定足数を欠くに至つたが、出席を催告しない場合、そのまま會議不成立と解するがどうか。

答 議會の會議については、お見込のとおり、委員會については、法第百十三條の規定が適用されないもので、法第百十三條の規定によつて定めた条例の定めるところによるものと解する。

定足数を欠いた議決 (法一一六)

(昭和二五、一二、二七 自行行発第三五七号)
秋田県議會事務局長宛 行政課長 回答

問 一定足数を欠いた議決は当然無効ではあるが、實際問題として定足数を欠いているかどうかについては、議長が積極的に定足数を欠くと宣言するか又は議員自体から定足数を欠くものとして発言しなければ、定足数がなくともあるものとして議決され、議會が定足数があつたと認定している場合には他に

これを争う方法がないと思うがどうか。

二 議員が定足数を欠くとする発言は、その定足数を欠いている現在においてすべきであり、その會議終了後はできないものと思うがどうか。

三 定足数を欠いた會議終了後の會議において、議員が定足数を欠いたとして前の會議の議決を無効とする決議案を發議しうるか。

四 右決議案が可決された場合、定足数を欠いたとするときの議決がその議決のあつたときにさかのぼつて無効となるか。

答 一 立証についてはかなり困難な問題があるが、法第百七十六條第四項の規定により、当該団体の長が理由を示して再議に付することができ。

二、三、四 議會の議決の執行又はこれに基づく処分が行われてない場合においては、会則のいかんを問はず、また、長の拒否の有無を問はず、議會(議員の發議)において、その瑕疵(無効又は取消の原因を伴う)を矯正するため前の議決を取り消し、改めて適法な議決をすることはできるものと解するが、議會の議決の執行又はこれに基づく処分が行われた後は、議員の發議により議會において議決の取消又は再議決はできないものと解される。

開議の定数が不足の場合の選挙の効力 (法一一三)

(明治二九、九、一四 行政実例)

出席議員開議ノ定数ニ滿タスシテ選挙ヲ行ヒタルトキハ無効ノ選挙ナリトス。

出席議員が半数に滿たない法第百十八條の選挙の効力 (法一一八)

出席議員半数ニ滿タスシテ法第百十八條ノ選挙ヲ行ヒタルトキハ当然無効ニ屬スルヲ以テ更ニ選挙ヲ行フヘキモノトス

定足数を欠く議決の効力 (法一一三)

(昭和二五、四、二〇 松山地裁判決)

會議の定足数に滿たない議會における議決は、当然無効である。

会議規則に特別多数議決方法の設定 (法一一三)

(昭和二六、五、一四
大阪市議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 委員会条例又は会議規則中、特殊事項につき「出席議員の三分の二以上が出席した市議会の会議において議決すること」を要する「旨の規定を設けることは、

法第百十三条本文との関係で違法となるか。

答 お見込のとおり。

議員の除名処分 (法一三五)

(昭和二三、六、一四 自発第三八七号
京都府総務部長宛 自治課長回答)

「北海道議会時報」第一〇巻第五号に掲載

(特別議決の場合において議長が出席議員に含まれるかどうか)

昭和三十三年九月二十日発行

北海道議会時報 (第十巻第九號)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局

八月のメモ

- 1 〇共産党大会終る。(役員改選、議長に野坂参三氏、書記長に宮本顕治氏)
2 〇アラブ連邦解消。
3 〇北海道開発審議会々々に黒沢西蔵氏三選。
4 〇第九回全道婦人大会開会。
5 〇社会党道連、社会党知事補候補に横路節雄氏を正式に発表。
6 〇北京で毛、フルシチョフ会談を行い、コミニユケを発表。
7 〇西川清吉道議死去。
8 〇大分地裁、菅生事件の戸高被告に無罪判決。
9 〇都市対抗野球に日本石油優勝。
10 〇外務省、国連緊急総会開催に積極的態度で望むよう松平国連大使に訓令。
11 〇全道労働第九回定期大会開く。
12 〇広島第十三回原爆記念日。
13 〇政府、門脇ソ連大使に北洋で連行された独行船引渡しを要求するよう訓令。
14 〇日・中輸出入組合、日・中貿易日書を発表。
15 〇ソ連漁業調査団ベニヤエフ団長ら一行十三人來道。
16 〇南海で放射能をあげた拓洋、さつま丸東京入港。
17 〇中東問題討議のための国連緊急総会開く。
18 〇米原子力潜水艦北極熊横断に成功したと発表。
19 〇労働省昭和三十三年上半期の労働情勢報告発表。
20 〇道海区漁業調整委員選挙行わる。
21 〇第十五回北海道東北六県議会議長会議開く。(定山溪)
22 〇第四回原水爆禁止北海道大会開く。
23 〇第九回全国統計大会開く。(札幌市)
24 〇国連科学委員会、放射能影響報告を発表。
25 〇第一回タイムスマラソンで鈴木昌夫選手優勝。
26 〇日・中経済関係打開業者協議会で日・中経済緊急事態日書を発表。
27 〇水産庁本年の北洋サケマス漁獲量を発表。
28 〇札幌三四、三度七年ぶりの高温。
29 〇道水産部本年上期の全道漁獲高を発表。
30 〇全日空機下田沖で消息断つ乗客等三十三人遭難。
31 〇国連緊急総会出席のため藤山外相出発。
〇米軍レバノン撤兵を開始。
〇第五次地方制度調査会初会合、会長に前田多門氏五選。
〇道警札幌方面管内グリーン隊一齊手入れ三十一人逮捕。
〇大西洋で旅客機墜落九十九人絶望。
〇政府新コム禁輸リスト発表。
〇北洋さけ、ます船団一陳函館港に帰る。
〇山陽線岩口で特急かもめ脱線転覆四十三人重軽傷。

- 15 〇九州地方に豪雨一部に災害救助法を適用。
16 〇藤山外相国連緊急総会中で中東の民族主義を支持すると演説。
17 〇勤務評定反対国民大会開く。(和歌山)
18 〇原水爆禁止世界大会核武装禁止を宣言して閉会。
19 〇安延道教委委員長、北教組に勤評の態度来月の道議会で表明すると回答。
20 〇米、月ロケット打上げに失敗。
21 〇ソ連、漁業調査団退道。
22 〇岸首相來道。
23 〇自民党道連臨時大会開く、次期知事補候補に町村金五氏を決定。
24 〇王子製紙争議で警官隊実力行使。
25 〇道南地方で大雨被害出る。
26 〇原水爆禁止国際大会で英の核実験停止要求を決定。
27 〇英核実験禁止区域を通告。
28 〇道南、日高地方に豪雨。(死傷四、浸水千余戸)
29 〇王子商組合激突。(重軽傷十名)
30 〇京大登山隊ヒマラヤの未踏峰ニチゴリザを征服。
31 〇原水爆禁止国際会議終る。
〇核実験専門家会議終る。
〇国連緊急特別総会終る。(アラブ決議案満場一致可決)
〇核実験中止の用意あると、米大統領声明。
〇日本政府核実験停止に関する米書簡と岸首相談話を発表。
〇外務省ソ連申入れに対し核兵器の配置なしと回答。
〇藤山外相帰国。
〇米、エクスプローラー五号打上げ失敗。
〇中共金門島を攻撃。
〇水、原子力委ジョンストン島の核実験終了と発表。
〇台風十七号紀伊半島に上陸。(死者十五、行方不明三十)
〇地方労働委員会公益委員決る。
〇イシコソ連漁業担当相來日。
〇道開発審議会明年度開発予算について答申。(四一五億円)
〇雪印とクロバリの合併、公取委が承認決定。
〇本道登録人口五、〇五五、二六〇人。(六月末現在)
〇米、中国の沿岸諸島攻撃で警告声明。
〇釧路で深夜喫茶全席を決定。
〇十勝に大雨。(畑千四町歩冠水)
〇ソ連、米英提案の核実験停止交渉に同意。
〇米原子力委、ネバダで十月末迄に十回核実験を行うと発表。
〇第九回全道農協大会開く。
〇北教組中央委で勤評阻止斗争を決定。
〇核実験探知専門家会議で監視網設置報告書を発表。
〇北海道大博覧会閉幕。